

## 新型コロナウイルス予防接種後の健康被害救済について

### 1 報告趣旨

国の予防接種健康被害救済制度に基づき、新型コロナウイルス予防接種による健康被害が認定された方に対する死亡一時金等の給付に要する経費を緊急に措置する必要性が生じ、令和6年(2024年)1月12日付で地方自治法第179条第1項規定に基づき、市長による補正予算の専決処分を行ったため、その内容について報告する。

### 2 報告内容

#### (1) 補正予算の内容

新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費 44,412千円 (内訳:死亡一時金44,200千円、葬祭料212千円)  
財源 国庫負担金 44,412千円 (補助率 10/10)

#### (2) 給付対象者 1名

認定日 令和5年(2023年)11月22日 死亡一時金・葬祭料  
(市への審査結果通知日 令和5年(2023年)12月7日)  
申請日 令和3年(2021年)12月25日  
接種日 令和3年(2021年)6月11日

(3) 本市の申請及び救済の進捗状況（令和6年（2024年）1月16日現在）

申請者数	審査待機者数	審査結果受領者数※			救済金給付状況	
		認定	否認定	計	給付済	給付前
37人	21人	14人	2人	16人	13人	1人

※審査結果受領者数【給付内容別】

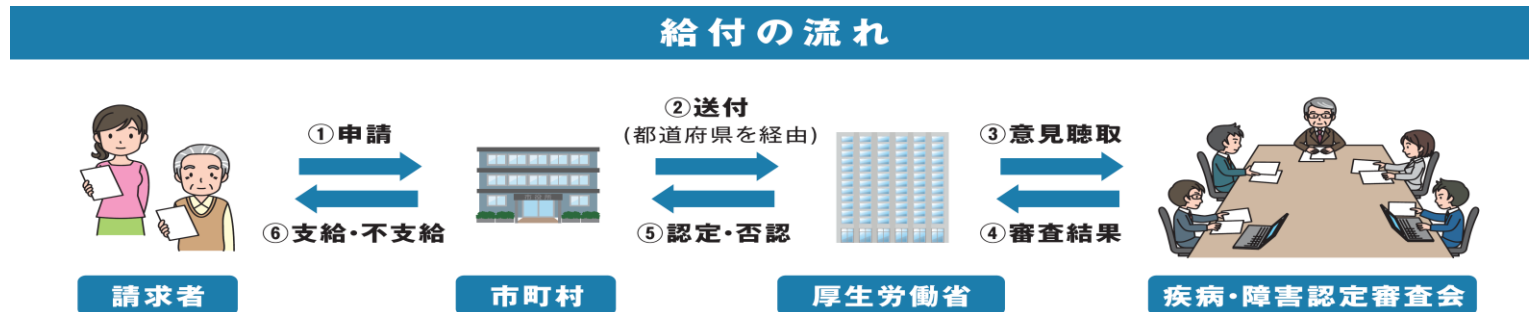
給付内容	認定	否認定	計
医療費・医療手当	13人	2人	15人
死亡一時金・葬祭料	1人	0人	1人

（参考）国の疾病・障害認定審査会の考え方

認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の審査会で、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするとの考え方に基づき、因果関係を判断する審査が行われる。

(4) 申請から認定、給付までの流れ

申請受理（図の①）⇒市健康被害調査委員会⇒都を経由し、国へ進達（図の②）⇒疾病・障害認定審査会（図の③④）  
⇒都を経由し、国からの認定結果受領（図の⑤）⇒申請者へ結果通知（図の⑥）⇒給付額決定に基づく予算執行⇒申請者へ給付



（※）救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

(5) 国庫負担金の交付スケジュール(予定)

ア 市に対する所要額見込調査	1月22日	（1月19日時点での認定分で、年度内執行予定額）
イ 内示	2月上旬	
ウ 交付申請	2月上旬	
エ 交付決定通知	3月下旬	
オ 市への入金（概算払）	3～5月末	